

溶接学会九州支部 論文投稿規定

投稿資格：

- (1) 論文発表として投稿する論文では、原則として責任著者は溶接学会正会員とする。
- (2) 研究発表として投稿する論文では、非会員でも責任著者となる。

著作権：

- (3) 溶接学会九州支部講演論文集（以下論文集という）に掲載された論文の著作権は溶接学会九州支部（以下本会という）に帰属する。
- (4) 本会が所有する著作権を利用する場合には、本会の許諾を必要とする。  
ただし、著作者が自身の用途のために自分の著作物を複製、翻訳、翻案などの形で利用する権利は著作者に帰属する。  
利用に際してはその著作物が論文集に掲載されたものであることを明記しなければならない。  
全部または、かなりの部分を複製の形で他の著作物に利用する場合、あるいは著作者以外の他者に利用させる場合には、原則として事前に本会に文書により許諾を求めなければならない。
- (5) 論文集に掲載された論文については当該著作者自身が責任を負うものとし、当該論文について他の著作権の侵害、名誉毀損、または、その他の紛争が生じ、それによって本会に損害が生じた場合には、本会に対し当該損害を補填するものとする。
- (6) 第三者から、著作物に関する利用許諾の要請があり、本会が必要と認めた場合は、許諾することができる。

原稿作成要領：

- (7) 本会のホームページにて提供されるテンプレートに沿って作成する。
- (8) 単位はSI単位とする。ただし、やむを得ず別単位系を用いる必要がある場合は、SI単位を併記する。
- (9) 執筆要領が不明な場合は、溶接学会投稿規定及び執筆要領（<https://jweld.jp/kitei/toukou-kitei.html>）の「4 溶接学会論文集」の規定に準拠して原稿を執筆すること。

投稿：

- (10) 講演募集で示された指示に沿って投稿すること。
- (11) 論文発表の場合、査読期間を考慮して、原則として研究発表会の2か月前を投稿締切とする。
- (12) 論文発表の場合、掲載可が通知された段階で投稿料10,000円（消費税を含む）を本会から指定された方法で支払う必要がある。本会からの指定期限までに投稿料の支払いが無い場合は、投稿を取り下げたものとして処理する。

付則

- A) この規定の改廃は商議委員会の議決を要する。
- B) この規定は、商議委員会の議決により2021年5月24日から施行する。